労働者派遣事業に係る情報提供

ヨコニサービス株式会社
許可番号：派14－010109

労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する
指針第２の16の規定に伴い、以下のとおり労働者派遣事業に係る情報を提供いたします

⑴派遣労働者数　31人

⑵派遣先事業所数　26事業所

⑶労働者派遣に関する料金の平均額　16,487円
※8時間労働として計算した、1日あたりの料金額

⑷派遣労働者の賃金の平均額　11,710円
※8時間労働として計算した、1日あたりの賃金額

⑸マージン率（小数点第２位以下を四捨五入）　29.0%
※（⑶-⑷）/⑶

⑹派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
①キャリアアップに資する教育訓練＜基本モデル＞

教育訓練の種類	対象者	方法	平均実施期間	派遣労働者の費用負担
【入職時基礎的研修】 ・派遣の仕組み ・キャリアアップ	雇入時の派遣労働者	Off-JT（有給）	入職時ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 3時間程度	無償
・運転適性診断	上記のうち運転業務に携わる者			
【職能別研修】 ・安全衛生・５Ｓ ・コンプライアンス	派遣就業中の派遣労働者	OJTおよびOff-JT（有給）	1年目以降 毎年5時間～	無償
【階層別研修】 ・セルフマネジメント ・モチベーションアップ	入社4年以上の派遣労働者	Off-JT（有給）	4年目以降 毎年4時間～	無償

※個別のOff-JT研修テーマは一例です（e-ﾗｰﾆﾝｸﾞ形式で所定研修以外にも各自がテーマを選択しての受講が可能です）

相談窓口　ヨコニサービス㈱ 業務部（相田）　電話045-453-4851

⑺その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
＜マージン率に含まれるもの＞
・社会保険料：当社負担の労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料など
・福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇、健康診断費用、作業着や作業道具費など
・訓練および教育研修費：適性検査、講習および資格取得費など

⑻派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
■労使協定を締結している（労働者派遣法第30条の4第1項の協定）
・協定書の有効期間終期：2025年3月31日
・協定労働者の範囲：派遣業務に従事する従業員全員